

# 食品添加物の成分規格改正に関する 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会審議結果概要について

平成16年1月27日  
厚生労働省医薬食品局  
食品全部基準審査課

厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に諮問されたタール色素の成分規格改正について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で審議され、同部会の報告がとりまとめられた。

報告の概要及び今後のスケジュールは次のとおりである。

## 1. タール色素の成分規格の改正の可否について

### (1) 審議結果

タール色素の一般試験法及びタール色素（食用赤色2号、食用赤色40号、食用赤色40号アルミニウムレーキ、食用赤色102号、食用黄色4号、食用黄色5号及び食用黄色5号アルミニウムレーキ）について、その成分規格を改正することが適当である。

### (2) 今後のスケジュール

- 食品衛生分科会規程第8条の規定に基づき、当部会の決定をもって薬事・食品衛生審議会の議決とし、上記諮問事項に対する答申とすることとされた。
- 厚生労働省では、本答申を受け、今後、2月中旬を目途に食品衛生法第7条第1項の規定に基づく成分規格に関する省令の改正を行う予定である。

## 2. 既存添加物の消除に関する報告

既存添加物の消除については、平成16年2月を目途に消除予定添加物名簿（別紙）を公示し、法律の規定に従い販売等に供されていない既存添加物の消除の手続きを進めることを事務局から報告した。

### (今後のスケジュール)

平成16年2月	消除予定添加物名簿の公示（6ヶ月間の訂正の申し出） 食品輸入円滑化推進会議における説明 （在京大使館及びEU代表部への説明） WTO通報
平成16年8月	消除予定添加物名簿の訂正の申し出期限
平成17年2月までに	既存添加物名簿の改正
平成17年8月までに	施行（改正から6ヶ月）

## 消除予定添加物名簿(案)

	既存添加物 名簿番号	名称	主な用途
1	002	アエロモナスガム	増粘安定剤
2	008	アクロモペプチダーゼ	酵素
3	040	イチジク葉抽出物	製造用剤
4	058	エルウィニアミツエンシスガム	増粘安定剤
5	060	エンジュサポニン	乳化剤
6	062	エンテロバクターガム	増粘安定剤
7	063	エンテロバクターシマナスガム	増粘安定剤
8	064	エンドマルトヘキサオヒドロラーゼ	酵素
9	065	エンドマルトペンタオヒドロラーゼ	酵素
10	066	オウリキュウリロウ	ガムベース・光沢剤
11	067	オオムギ穀皮抽出物	乳化剤
12	079	カウリガム	ガムベース
13	133	クサギ色素	着色料
14	137	グッタカチュウ	ガムベース
15	162	ゲイロウ	ガムベース・光沢剤
16	163	$\alpha$ -ケトグルタル酸(抽出物)	酸味料
17	166	コウジ酸	製造用剤
18	222	食用カンナ抽出物	酸化防止剤
19	284	テンリョウチャ抽出物	甘味料
20	306	ナイゼリアベリー抽出物	甘味料
21	319	ニトリラーゼ	酵素
22	323	ノイラミニダーゼ	酵素
23	324	ノルジヒドログアヤレチック酸	酸化防止剤
24	328	ハチク抽出物	製造用剤
25	335	バラタ	ガムベース
26	343	ビートサポニン	乳化剤
27	346	ピーナッツ色素	着色料
28	350	氷核菌細胞質液	製造用剤
29	352	ビンロウジュ抽出物	製造用剤
30	354	ファーバルサム	ガムベース
31	363	レフコース	甘味料
32	410	ホオノキ抽出物	保存料
33	416	ボラペット	苦味料等
34	422	マダケ抽出物	製造用剤
35	429	ミカン種子抽出物	製造用剤
36	432	ミラクルフルーツ抽出物	甘味料
37	458	油糧種子ロウ	ガムベース・光沢剤
38	482	レンギョウ抽出物	保存料